

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：埼玉県					
災害等の種類： 坑内・転石	発生日時： 平成29年12月22日（金） 14時30分頃	罹災者数	死 －	重 1	軽 －	計 1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 33歳、機関車運転員、直轄、 勤続年数：8ヶ月、担当職経験年数：8ヶ月						
罹災程度：左反復性膝蓋骨脱臼、左膝複合靭帯断裂（休業見込日数：6ヶ月）						
<p>【概要】</p> <p>作業員A（罹災者）は、災害当日8時30分頃から、坑内エプロンフィーダー（原石積込設備）から抜き出した鉱石を鉱車へ積み込み、蓄電池式機関車で運搬する作業に従事していた。</p> <p>14時30分頃、災害発生箇所のエプロンフィーダー上に鉱石が無くなったことから、エプロンフィーダーを止めて、エプロンフィーダー内部に入り、シュートの閉塞を確認するため、エプロンフィーダー奥の上部シュートを覗き込んだところ、上部シュート内に重なっていた鉱石（幅約50cmの大きさ）が転がり、左足ふくらはぎに当たり、罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エプロンフィーダー内への立入制限等の警標が不足していた。 ○エプロンフィーダー内への立入を禁止する作業手順が定められていなかった。 ○シュートのブリッジや閉塞の点検・解消方法に関する作業手順が定められていなかった。 ○管理側及び鉱山労働者側の危険意識が欠如していた。 ○管理側の作業現場への管理体制が不十分であった。 						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エプロンフィーダー内への立入禁止措置の実施。 ○閉塞の点検・解消方法に係る関連する作業手順の見直し。 ○見直した作業手順の周知及び教育の実施。 ○教育内容の検証及び効果について確認する体制の見直し。 						
<p>【参考情報等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他必要な表示を設けましょう。 ○鉱山上使用する機械、器具及び工作物については安全かつ適正な使用方法及び作業方法若しくは作業手順を定めましょう。 ○鉱山において定めた使用方法及び作業方法若しくは作業手順は鉱山労働者に周知しましょう。 ○鉱山労働者に対する保安教育の程度を検証し、効果的な保安教育を実施しましょう。 						

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

- ・保安教育（鉱山保安法第 10 条第 1 項）
- ・保安規程（鉱山保安法第 21 条）
- ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 10 章）
- ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第 2 号）

< 労働安全衛生法令 >

- ・労働安全衛生法施行規則第 5 3 2 条の 2（ホッパー等の内部における作業の制限）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根

電話番号：048-600-0437

図1 災害発生箇所位置図

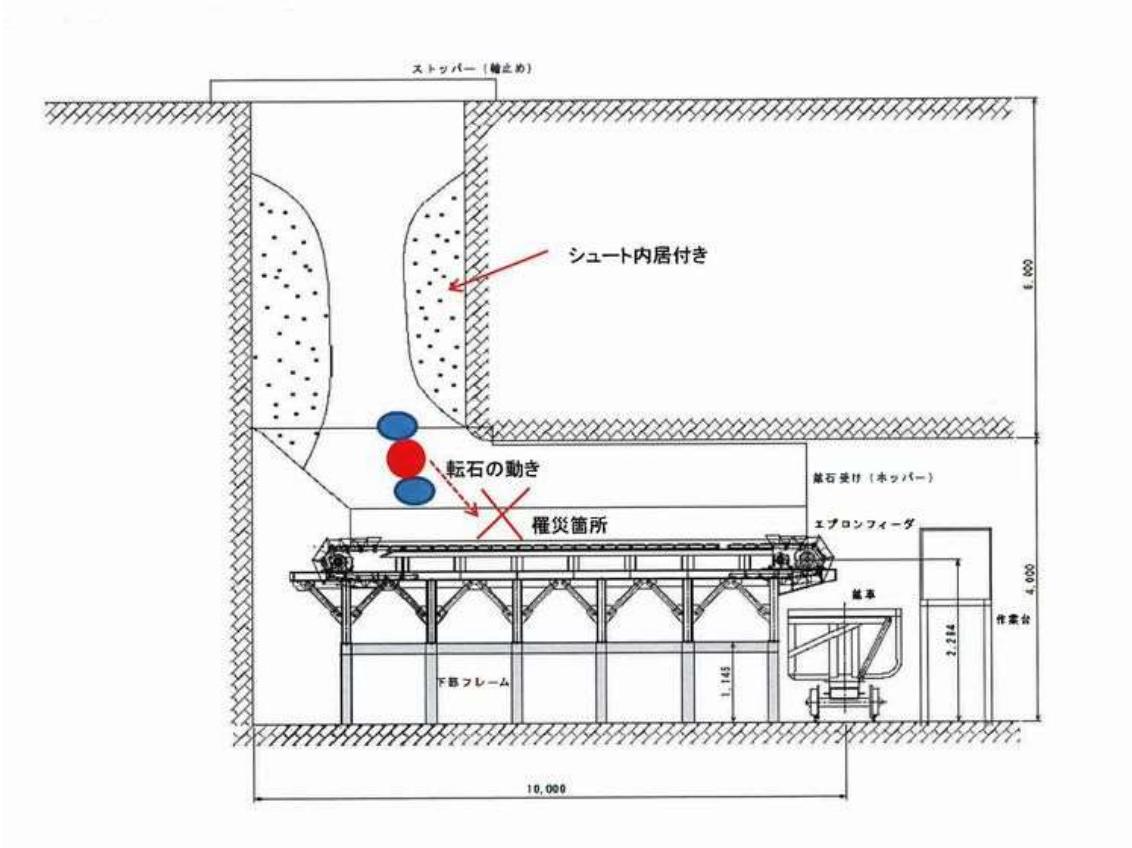


写真1 エプロンフィーダー抜き出し口の状況



写真2 罹災箇所及び転石の状況



○：罹災者に当たった転石